

公 告

契約担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 安部 孝之

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行場所	履行期限
電話線張替工事	仕様書のとおり	式	1	横浜駐屯地	令和8年1月30日
通信設備用コンセント 改修工事	仕様書のとおり	式	1	横浜駐屯地	令和8年1月30日

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事そ

の他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない
- (7) 防衛省から令和7・8年度建設工事の資格審査結果通知を受けた者のうち「電気通信工事」に係る等級がC等級以上又は「電気工事」に係る等級がC等級以上である者。
- (8) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
- (9) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない
- (10) 関東甲信越地域に電気通信工事または電気工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

3 契約条項を示す場所

入札心得等については、中央輸送隊会計科に掲示する。

4 説明会・入札執行日時及び場所

(1) 説明会

実施しない。

(2) 入札

令和7年11月21日(金) 11時30分 横浜駐屯地入札室

(3) 再度入札

第1回目の入札で落札者が決定しない場合は、再度入札に移行する。郵便による入札がない場合は当日実施し、郵便入札がある場合は別示する。

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付。ただし金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結

を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1以上とする。

- (3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 遅延賠償：遅延部分の1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたいもの又は押印が無い入札で責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がないもの
- (4) 電報、電話、FAXによる入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総品目総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は、「建設工事請負契約条項」とする。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は令和7年11月20日（木）17時00分までに中央輸送隊会計科契約班に一報すること。
- (2) 入札書に記載すべき事項
「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。
- (3) 第2項(7)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。（FAX可）
- (4) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 入札書には工事内訳書（書式：任意）を添付すること。
- (5) 郵便入札により参加する場合は、令和7年11月21日（金）10時00分までを期限とし、入

(6) 入札書は、中央輸送隊会計科事務所において配布します。また、郵送、メールでも配布します。

(7) 市場価格調査を依頼させていただく場合はご協力をお願いします。

(8) 本記載事項に関する問い合わせ先

ア 入札に関する事項

横浜駐屯地会計科 担当：吉田

TEL：045-335-1151（内線338）

FAX：045-339-5181

メールアドレス：adams_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

横浜駐屯地管理科 担当：廣森

TEL：045-335-1151（内線292）

(9) 横浜駐屯地ホームページアドレス

<https://www.mod.go.jp/gsdf/yokohama/>

仕 様 書

電話線張替工事

仕様書番号	営7-27
作成年月日	令和7年9月22日
作成者	中央輸送隊 管理科

1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「電話線張替工事」について適用する。

2 所在地及び対象施設

所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

3 工事概要

電話線張替工事 . . . 1式

4 一般事項

- (1) 工事施工上疑義を生じた場合は、監督官と協議すること。
- (2) 工事で使用する資器材は、請負者側の負担とする。
- (3) 工事中、施工区域への立入り及び官舎区域内での行動は部内規則に従うこと。
また、施工区域外への立入りは禁止するほか、敷地内の施設等に損傷を与えないように注意して施工すること。万一、損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、請負者負担で現状復帰する。

5 共通事項

- (1) 工事は各種関係法規等に基づき実施するものとする。
- (2) 本工事施工について、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）（以下「改標準仕様書」）によるものとする。なお、適応年度は本契約年度の最新版とする。
- (3) 工事着工に先立ち、工程表を作成し監督官の承諾を受けるものとする。
- (4) 本工事に使用する材料等については、事前に施工図及び承認図等を監督官に提出し承認を受けるものとし、材料の種別ごと監督官の確認を受けるものとする。
- (5) 工事施工に際し、電気及び上水を必要とする場合は、請負業者の負担によるものとする。
- (6) 工事写真は、標準仕様書1. 2. 4工事の記録を参考にし、着工前・施工中（各工程）・完了後及び監督官の指示する箇所等を工事用アルバムに整理し、他の書類とともに監督官へ提出するものとする。

件 名	電話線張替工事	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 3

- (7) 工事に伴う発生材については金属と非金属に分別し、金属類は横浜駐屯地内の官側の指定する場所へ搬入・集積し非金属類は請負者が適切に処理すること。
- (8) 工事完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって竣工とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再査を受けるものとする。

6 特記事項

(1) 電話線張替工事

ア 本工事で使用する材料については下表のとおりとする。

種別	規格等	数量
電話線	CCP-AP 0.5-10P	150m
繊維インナダクト	50Φ2セル	150m
ケーブル標識管		6個
クローネ端子	LSA-PLUS端子盤10対	1個

イ ハンドホール内に溜まった水を抜いた後、作業を実施すること。

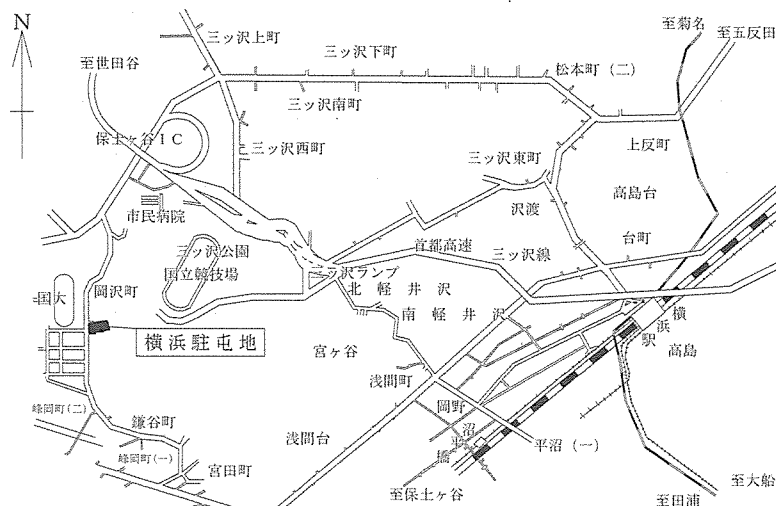
ウ 本仕様書に記載がない場合でも、技術上または配線を施工する上で必要な事項は監督官の指示・承認を受けて実施すること。

エ 作業する際は安全対策を施し事故等のないように万全の注意を払うこと。

オ 施工完了後は使用に支障がないか試験等を実施すること。

(2) 本仕様書の数量は予定数量であり、実際に施工する際は事前に寸法等を確認した上で施工すること。

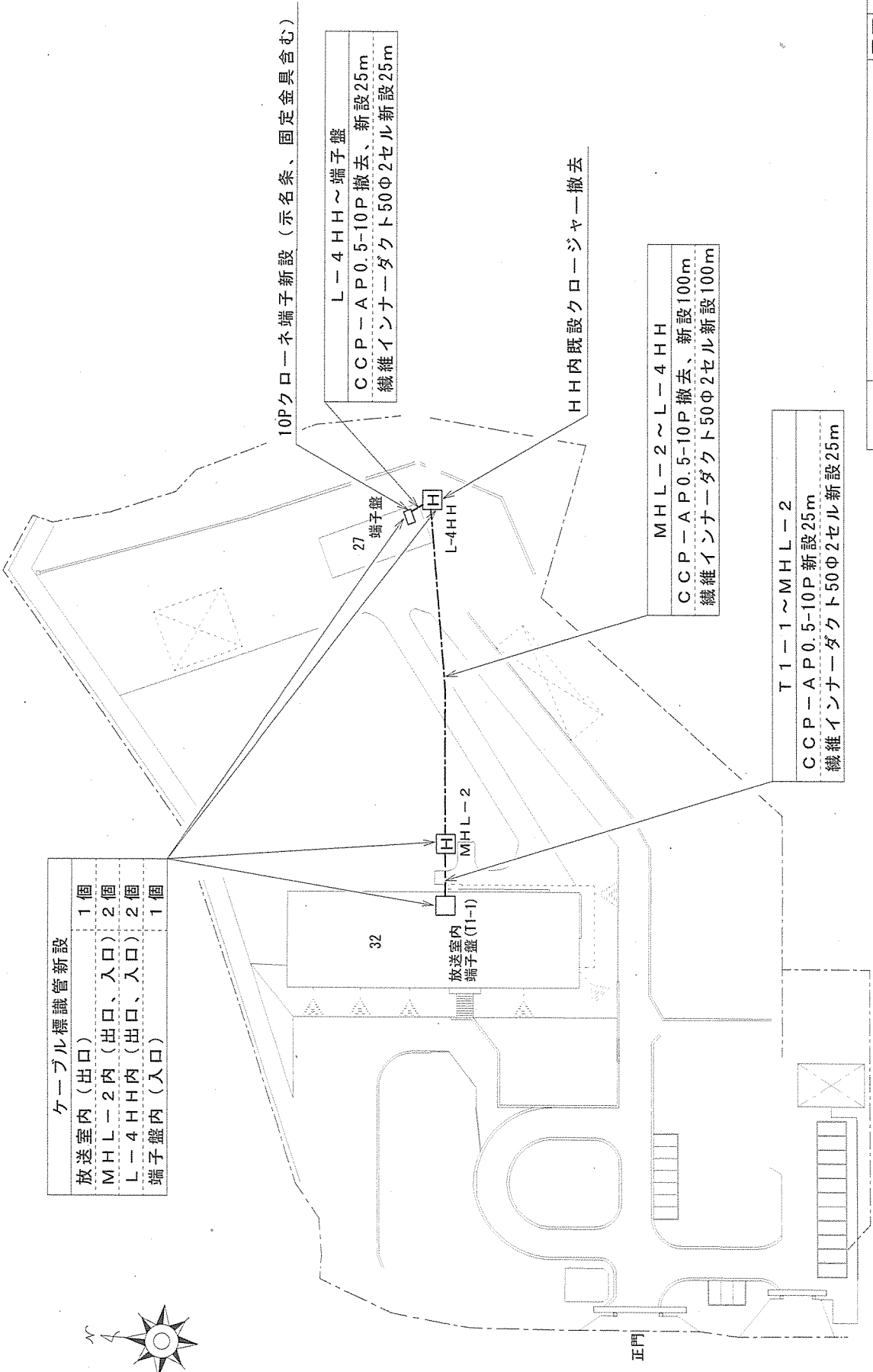
(3) 横浜駐屯地案内図については、下図のとおりとする。



案内図

件名	電話線張替工事	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

ケーブル標識管新設	
放送室内 (出口)	1 個
MHL-2内 (出口、入口)	2 個
L-4HH内 (出口、入口)	2 個
端子盤内 (入口)	1 個



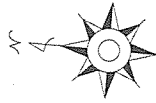
10Pクローネ端子新設 (示名条、固定金具含む)

L-4HH~端子盤
CCP-A P0.5-10P撤去、新設25m
繊維インナーダクト50Φ2セル新設25m

HH内既設クロージャ-撤去

MHL-2~L-4HH
CCP-A P0.5-10P撤去、新設100m
繊維インナーダクト50Φ2セル新設100m

T1-1~MHL-2
CCP-A P0.5-10P新設25m
繊維インナーダクト50Φ2セル新設25m



正門

件名	図面名	図面番号	縮尺
電話線張替工事	電話線張替詳細図	3/3	縮尺

仕 様 書

通信設備用コンセント改修工事

仕様書番号	営7-28
作成年月日	令和7年9月22日
作成者	中央輸送隊 管理科

1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「通信設備用コンセント改修工事」について適用する。

2 所在地及び対象施設

所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

3 工事概要

通信設備用コンセント改修工事 . . . 1式

4 一般事項

- (1) 工事施工上疑義を生じた場合は、監督官と協議すること。
- (2) 工事で使用する資器材は、請負者側の負担とする。
- (3) 工事中、施工区域への立入り及び官舎区域内での行動は部内規則に従うこと。
また、施工区域外への立入りは禁止するほか、敷地内の施設等に損傷を与えないように注意して施工すること。万一、損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、請負者負担で現状復帰する。

5 共通事項

- (1) 工事は各種関係法規等に基づき実施するものとする。
- (2) 本工事施工について、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）（以下「改標準仕様書」）によるものとする。なお、適応年度は本契約年度の最新版とする。
- (3) 工事着工に先立ち、工程表を作成し監督官の承諾を受けるものとする。
- (4) 本工事に使用する材料等については、事前に施工図及び承認図等を監督官に提出し承認を受けるものとし、材料の種別ごと監督官の確認を受けるものとする。
- (5) 工事施工に際し、電気及び上水を必要とする場合は、請負業者の負担によるものとする。
- (6) 工事写真は、標準仕様書1. 2. 4工事の記録を参考にし、着工前・施工中（各工程）・完了後及び監督官の指示する箇所等を工事用アルバムに整理し、他の書類とともに監督官へ提出するものとする。
- (7) 工事に伴う発生材については金属と非金属に分別し、金属類は横浜駐屯地内の官側の指定する場所へ搬入・集積し非金属類は請負者が適切に処理すること。

件 名	通信設備用コンセント改修工事	縮 尺	1 / 3
図面名称	仕様書	図面番号	

- (8) 工事完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって竣工とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再査を受けるものとする。

6 特記事項

(1) 通信設備用コンセント改修工事

ア 本工事で使用使用する材料については下表のとおりとする。

種別	規格等	数量
情報コンセント	Cat6	12個
LANケーブル	EM-UTP0.5-4P Cat6	255m
パッチパネル	NSPPH24BK-6KIT	1個
モジュージャック	Cat6用	12個
コネクタ		24個
モール		3箇所
コンセントボックス	Cat6用	3箇所
プレート	壁4口タイプ、プラスチック製	3箇所

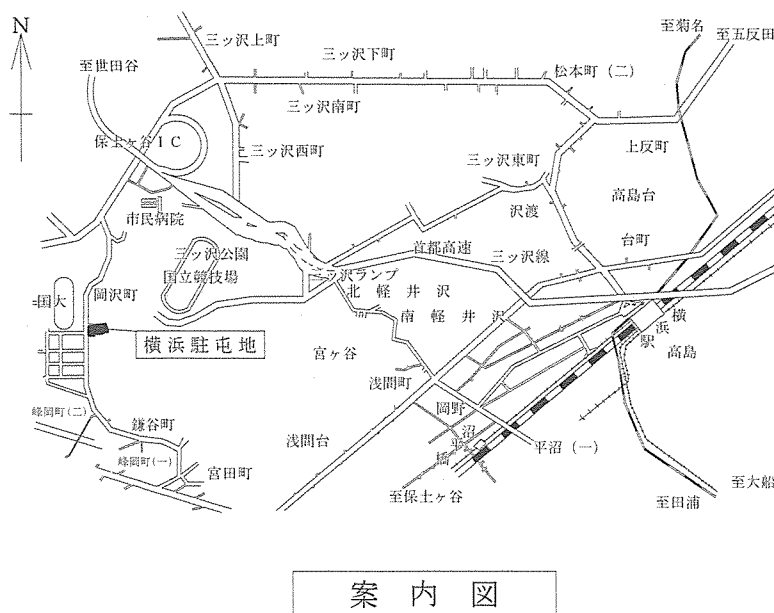
イ 本仕様書に記載がない場合でも、技術上または施工する上で必要な事項は監督官の指示・承認を受けて実施すること。

ウ 作業する際は安全管理を十分にし、事故等のないよう万全の注意を払うこと。

エ 施工完了後は使用に支障がないか試験等を実施すること。

- (2) 本仕様書の数量は予定数量であり、実際に施工する際は事前に寸法等を確認した上で施工すること。

- (3) 横浜駐屯地案内図については、下図のとおりとする。

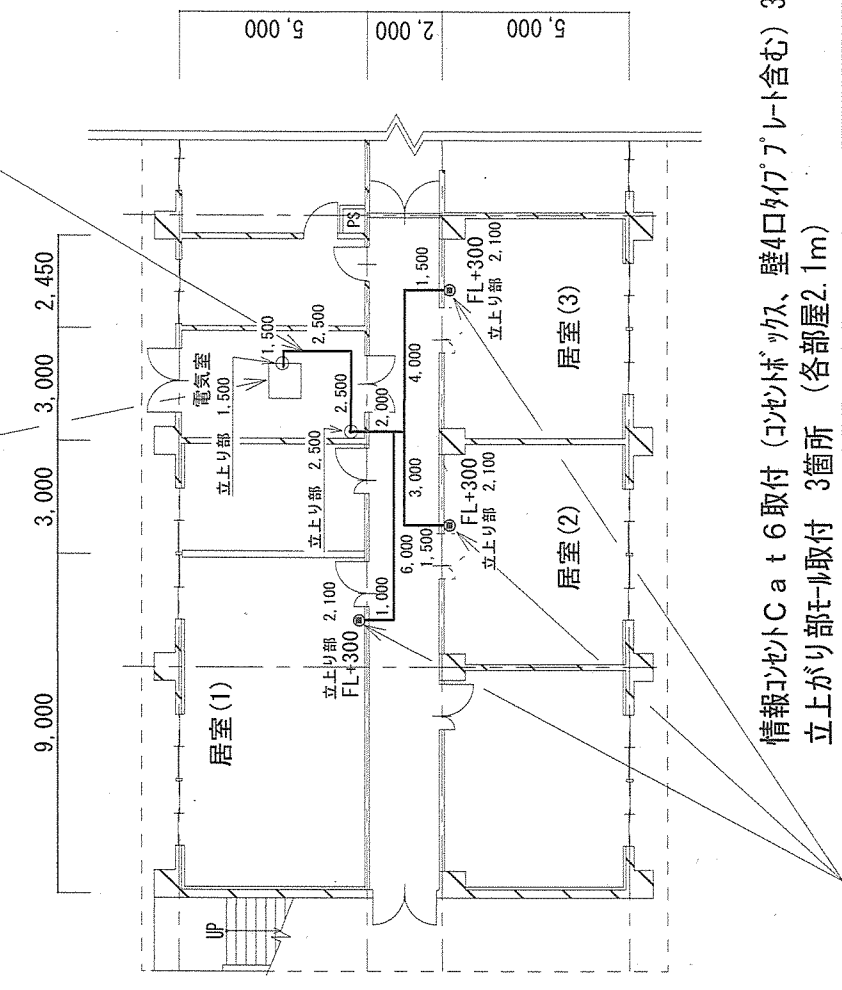


案内図

件名	通信設備用コンセント改修工事	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

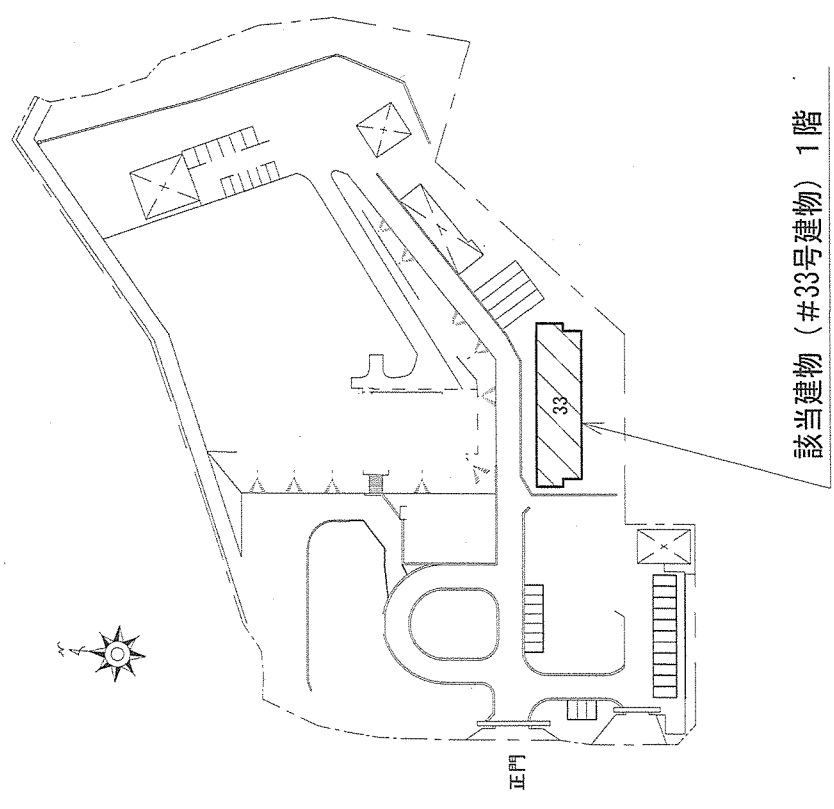
LANケーブルEM-UTP0.5-4P Cat 6 255m

パッチパネル取付1個 (エンジニアリング12個含む)



情報コンセントCat 6取付 (コンソールボックス、壁4口タイププレート含む) 3箇所
 立上がり部ケーブル取付 3箇所 (各部屋2.1m)

1階平面図



該当建物 (#33号建物) 1階

駐屯地配置図

件名	通信設備用コンセント改修工事	図面番号	3/3
図面名称	配置図、1階平面詳細図	縮尺	縮尺